

高崎経済大学学生賞罰委員会規程

平成23年度

規程第48号

(趣旨)

第1条 この規程は、高崎経済大学学生賞罰委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 学生の表彰に関すること。

(2) 学生の懲戒に関すること。

2 前項の審議事項を審議したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学生部長

(2) 学生部長補佐

(3) 教授会の議を経て選出された教員 4名

(4) 教育グループリーダー

2 委員長は、学生部長をあてる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、書面により、他の委員を受任者とした委任状を提出したときは、出席したものとみなす。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3条第1項第4号に規定する委員は議決には加わらないものとする。

4 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることがで

きる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育グループ学生支援チームにおいて行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て、委員長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の発議により教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月4日第85号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月4日第46号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日第35号）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月2日第6号）

この改正は、令和5年8月2日から施行する。